

篠栗町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)
						20年度の人件費率
21年度	人 31,656	千円 9,436,210	千円 196,658	千円 1,473,642	% 15.6	% 14.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 133	千円 518,800	千円 102,198	千円 205,974	千円 826,972	千円 6,218	千円 5,970

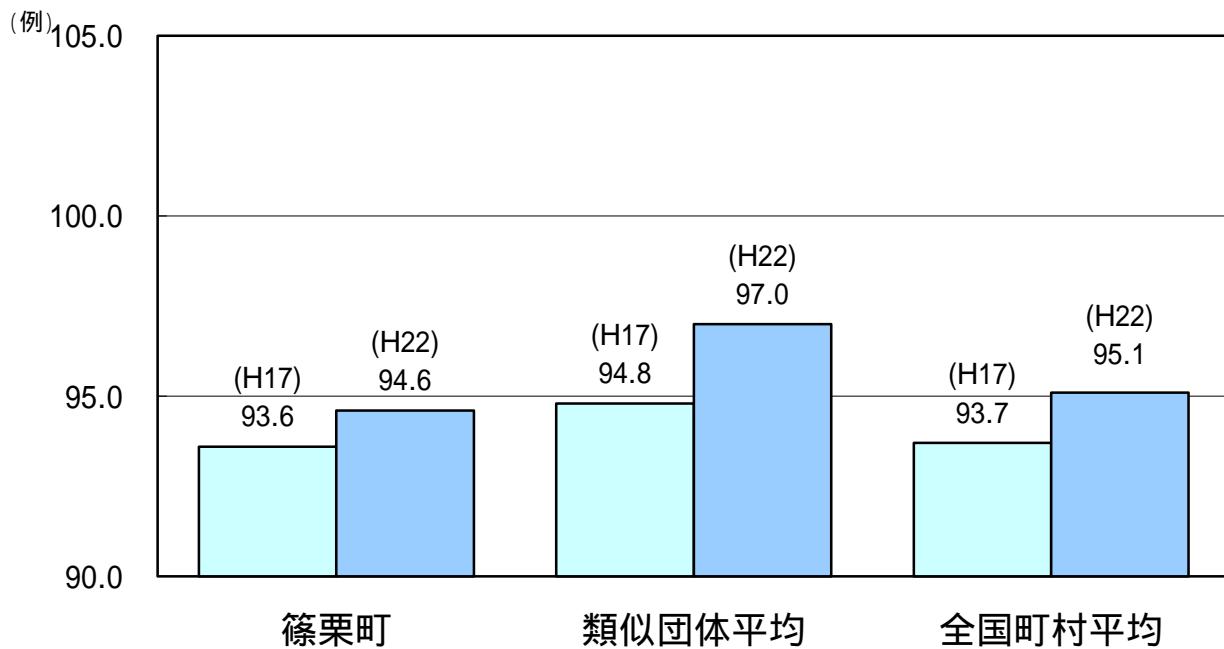
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、21年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

特になし

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（22年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	309,400	356,600	400,500	403,000	425,100

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（22年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
篠栗町	44.8 歳	326,500 円	393,694 円	372,211 円
福岡県	43.6 歳	349,183 円	435,509 円	388,578 円
国	41.9 歳	325,579 円	円	395,666 円
類似団体	43.2 歳	328,371 円	385,261 円	361,176 円

技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
篠栗町	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円
福岡県	51.6 歳	913 人	345,953 円	397,774 円	377,182 円
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	円	322,291 円
類似団体	48.5 歳	17 人	289,260 円	315,877 円	306,337 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 個人情報保護の観点から、対象職員が1人又は2人の場合は個人が特定されるため、平均給料月額、平均年齢、平均給与月額の欄を * としている。

(2) 職員の初任給の状況（22年4月1日現在）

区分	篠栗町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円
	高校卒	144,500 円	144,500 円
技能労務職	高校卒	140,200 円	137,500 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（22年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	該当者なし 円	297,400 円
	高校卒	該当者なし 円	該当者なし 円
技能労務職	高校卒	該当者なし 円	該当者なし 円

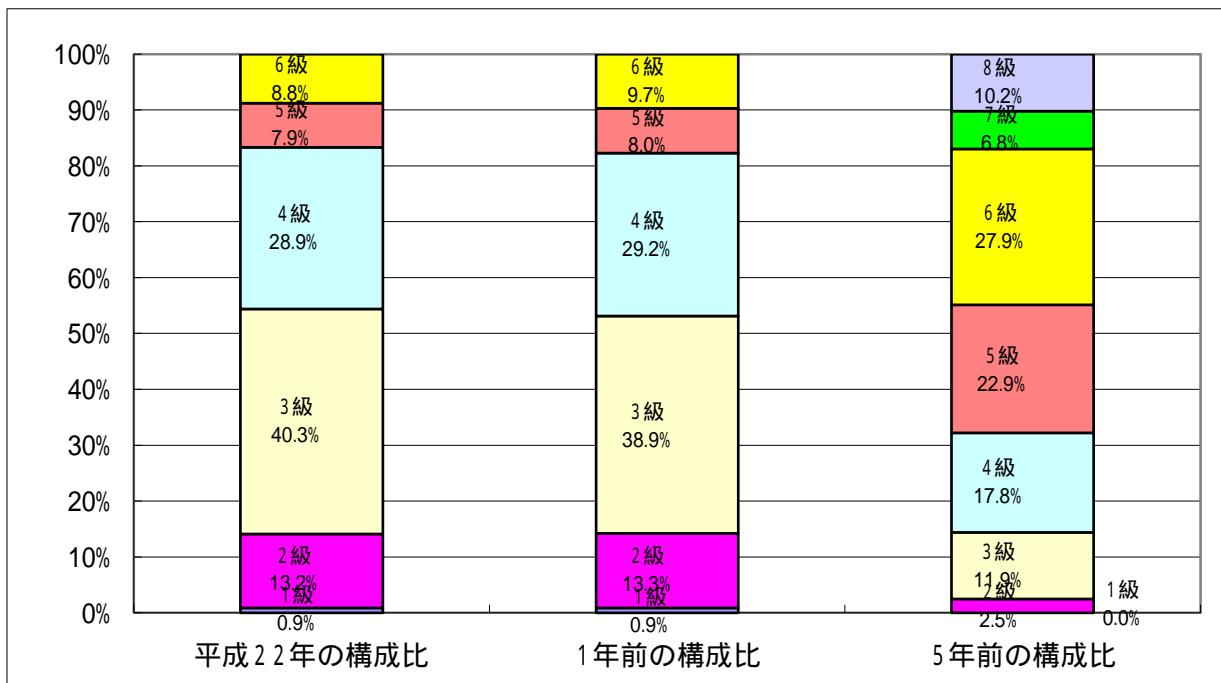
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(22年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長、園長、館長、議会事務局長及び参事の職務	人 10	% 8.8
		人 9	% 7.9
4級	1. 課長補佐、副館長、次長及び参事補佐の職務 2. 特に困難な業務を処理する係長又は主任主査の職務	人 33	% 28.9
3級	係長又は主任主査の職務	人 46	% 40.3
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	人 15	% 13.2
1級	主事の職務	人 1	% 0.9

(注) 1 篠栗町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

篠栗町職員人事評価規程を平成19年4月1日から施行。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

篠栗町	福岡県	国
1人当たり平均支給額(21年度) 1,555 千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,672 千円	
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50)月分	(21年度支給割合) 勤勉手当 1.40 月分 (0.70)月分	(21年度支給割合) 勤勉手当 2.75 月分 (1.50)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(22年4月1日現在)

篠栗町	国	
(支給率) 勤続20年 23.50 月分	自己都合	勤奨・定年 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分	勤続20年	23.50 月分 30.55 月分
勤続35年 47.50 月分	勤続25年	33.50 月分 41.34 月分
最高限度額 59.28 月分	勤続35年	47.50 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	最高限度額	59.28 月分 59.28 月分
1人当たり平均支給額 千円 24,719 千円	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)	19,342 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	145,429 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
6級地	3.2 %	134 人	3 %

(4) 特殊勤務手当(22年4月1日現在)

制度なし(19年度から全部廃止)

(5) 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	27,677 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	291 千円
支給実績(20年度決算)	17,637 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	194 千円

(6) その他の手当 (22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 扶養親族1人につき6,500円 配偶者がいない場合の1人目 11,000円 特定期間加算(16歳～22歳) 1人につき5,000円	同		19,155 千円	273,643 円
住居手当	持家居住者には2,500円(21年12月廃止) 借家居住者には27,000円 を限度額として支給	同		7,908 千円	255,097 円
通勤手当	交通機関等利用者は55,000円を限度として、運賃等相当額を支給 自動車等利用者は通勤距離(片道2km以上)に応じて、最高24,500円	同		4,419 千円	78,911 円
管理職手当	課長13%、参事11%、 課長補佐10%	異	管理職の範囲及び率の相違	22,713 千円	597,711 円
休日勤務手当	100分の135	同		時間外勤務手当に含む	

6 特別職の報酬等の状況 (22年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	町長	745,200 (828,000)	円	(参考)類似団体における最高 / 最低額 911,000 円 / 386,000 円
	副町長	635,550 (669,000)	円	750,000 円 / 441,000 円
報酬	議長	346,000 (-)	円	499,000 円 / 227,000 円
	副議長	286,000 (-)	円	430,000 円 / 182,000 円
	議員	266,000 (-)	円	400,000 円 / 157,000 円
期末手当	町長	(21年度支給割合)		
	助役	3.3	月分	
	役員			
	議長	(21年度支給割合)		
	副議長	3.3	月分	
	議員			
退職手当	町長	(算定方式) 給料月額 × 510/100 × 勤続年数	(1期の手当額) 16,891,200 円	(支給時期) その任期ごとに支給する
	副町長	給料月額 × 300/100 × 勤続年数	8,028,000 円	その任期ごとに支給する
	備考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年 = 48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

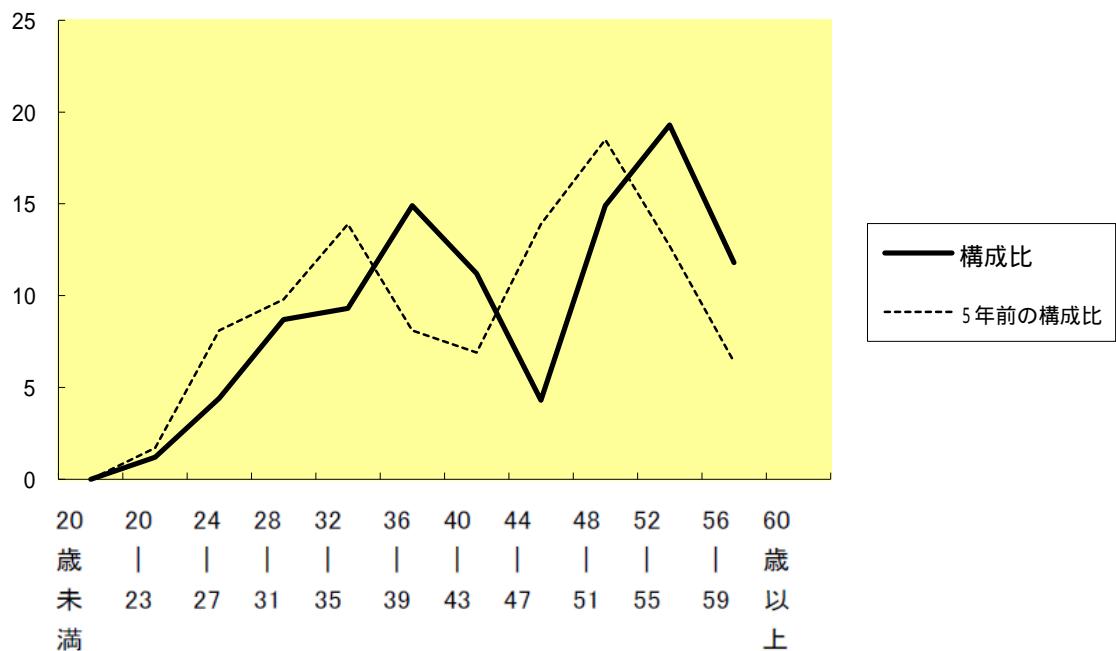
区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
部門		平成21年	平成22年		
普通会計部門	議会	3	3	0	業務増
	総務	30	31	1	
	税務	17	17	0	
	労働				
	農林水産	9	9	0	
	商工	1	1	0	
	土木	10	11	1	
	民生	23	24	1	
	衛生	14	14	0	
	計	107	110	3	
教育部門					<参考> 人口1万人当たり職員数 34.7 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 50.9 人)
消防部門					<参考> 人口1万人当たり職員数 42.6 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 68.3 人)
公営企業計等部門	小計	134	135	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 34.7 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 50.9 人)
	水道	9	7	-2	
	下水道	6	6	0	
	その他	15	14	-1	
合計	小計	30	27	-3	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.2 人
		164 [182]	162 [182]	-2 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含む。)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(22年4月1日現在)

(例) %



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 2	人 7	人 14	人 15	人 24	人 18	人 7	人 24	人 31	人 19	人 0	人 161

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年 度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政		105	109	105	103	107	110	5人(4.8%)
教 育		33	30	30	28	27	25	8(24.2%)
消 防								
普通会計計		138	139	135	131	134	135	3(2.2%)
公営企業等会計計		36	34	34	34	30	27	9(25.0%)
総合計		174	173	169	165	164	162	12(6.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B / A	(参考) 20年度の総費用に占める職員給与費比率
21年度	千円 451,305	千円 16,598	千円 64,877	% 14.38	% 12.38

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 9	千円 35,416	千円 4,461	千円 13,735	千円 53,612	千円 5,957	千円 6,567

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(22年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
篠栗町	45.4歳	322,714円	484,489円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

篠栗町	篠栗町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(21年度)		1人当たり平均支給額(21年度)
1,526 千円		1,555 千円
(21年度支給割合)	(21年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当
2.75 月分	1.40 月分	2.75 月分
(1.50)月分	(0.70)月分	(1.50)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%	・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(22年4月1日現在)

篠栗町	篠栗町(一般行政職)	
(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	* 千円	1人当たり平均支給額 千円 24,719 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(22 年 4 月 1 日現在)

支給実績(21年度決算)			1,273 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)			141,413 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
6級地	3.2 %	7 人	3.2 %

(22 年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
6級地	3 %	3 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当

制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	528 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	75 千円
支給実績(20年度決算)	364 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	45 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (22 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 扶養親族1人につき6,500円 配偶者がいない場合の1人 目11,000円 定期期間加算(16歳~22歳) 1人につき5,000円	同		874 千円	174,800 円
住居手当	持家居住者には2,500円(21年12月廃止) 借家居住者には27,000円を限度額として支給	同		10 千円	10,000 円
通勤手当	交通機関等利用者は55,000円を限度として、運賃等相当額を支給 自動車等利用者は通勤距離(片道2km以上)に応じて、最高24,500円	同		633 千円	105,510 円
管理職手当	課長13%、参事11%、 課長補佐10%	同		1,144 千円	571,966 円
休日勤務手当	100分の135	同		時間外勤務手当に含む	